

平成 28 年 4 月 1 日

関係者 各位

学校法人 身延山学園

身延山学園からのお知らせ

このたび、身延山学園と自治労連山梨自治体一般労働組合との間の平成 26 年 11 月からの「不当労働行為救済申立て」について、山梨県労働委員会から、平成 28 年 3 月 25 日付をもちまして救済申立てをいずれも棄却する内容の判断が下されましたのでお知らせいたします。

各位におかれましては先ずはご安心頂きたくご報告申し上げますとともに、これからも教職員一体となり、身延山学園と社会の発展のため、健全経営に努めてまいりますので引き続きご支援のほど、よろしくごお願い申し上げます。

以上